

市バスの運行ミス等防止対策検討会 (資料)

平成26年10月2日
中 部 運 輸 局

目 次

1. 名古屋市交通局に対する運輸局の主な対応（P 1～2）
2. 名古屋市交通局に対する立入調査実施結果概要（P 3）
3. コンプライアンスに対する意識改革の必要性（P 4）

1. 名古屋市交通局に対する運輸局の主な対応

| | 主な案件 | 運輸局の対応 |
|-------|--------------------|----------------|
| H23年度 | | |
| 8月 | 「市バス虚偽の事故報告」報道 | |
| 10月 | | 全営業所に対する監査実施 |
| H24年度 | | |
| 6月 | 蛇行運転後に運行中断し乗客放置 | |
| 7月 | | 中川営業所に対する監査実施 |
| 8月 | | 運輸安全マネジメント評価 |
| 11月 | 眠り込んだ乗客を車内に閉じ込め | |
| 11月 | | 中川営業所に対する監査実施 |
| 2月 | 「拘束時間違反」報道 | |
| 2月 | | 全営業所に対する監査実施 |
| H25年度 | | |
| 4月 | 全ての運行ミス等をWEBサイトで公表 | |
| 8月 | 無車検運行発覚 | |
| 8月 | | 鳴尾営業所に対する監査実施 |
| H26年度 | 26年度に入り重大な運行ミス等が続発 | |
| 5月 | | 名古屋市交通局に対し文書指導 |
| 5月 | 回送先誤認による発車遅延 | |
| 5月 | | 中川営業所に対する監査実施 |
| 7~8月 | | 立入調査実施 |
| 7~8月 | | 他交通局へのヒアリング |
| 8月 | | 立入調査結果公表及び通知 |

名古屋市交通局不適切案件への対応(事故不申告以降)

- ・平成23年の事故不申告事案を受けて監査・処分を実施するとともに、運行ミス等の事案が発生する毎に、内容に応じ、監査・処分及び再発防止指導を実施。(詳細については下表のとおり。)
- ・平成26年5月、今年度に入り、道路交通法違反による検挙、バスレーンの逆走、燃料切れによる運行中断等の問題が続発したため、再発防止と輸送の安全確保を求め、文書による指導を実施。
- ・平成26年7～8月、名古屋市交通局が6月を運行ミス等防止強化月間として取り組んだ結果も踏まえて、再発防止対策及び改善がどのように現場で進んでいるかを検証し、名古屋市交通局が新たにとりまとめる再発防止対策に反映するため、立入調査を実施。

○名古屋市交通局が報道発表等を行った不適切案件のうち主な案件(中部運輸局へ報告のあったもの)

| 年月日 | 事 案 の 内 容 | 営業所名 | 対 応 | 行政処分 |
|-------------|--|------------------|-------------|---------------------------|
| H23.9.30 | 事故報告規則による報告義務違反(21件) | 全営業所 | 監査 | 事業用自動車の使用停止(総計210日車)・文書警告 |
| H23.10.3 | 運転免許証の有効期限切れ中に乗務 | 中川 | | |
| H24.6.2 | 免許証不携帯での運行 | 緑 | | |
| H24.6.8 | 免許証不携帯での運行 | 如意 | | |
| H24.6.28 | 蛇行運転後に運行を中断し乗客を放置 | 中川 | 監査 | 事業用自動車の使用停止(50日車)・文書警告 |
| H24.11.8 | 乱暴運転 | 稲西 | | |
| H24.11.12 | 眠り込んだ乗客を車庫に閉じ込め | 中川 | 監査 | 文書警告 |
| H25.1.4 | 運行時の停車中に携帯電話等を操作(苦情) | 鳴尾 | | |
| H25.2.20 | 信号無視 | 如意 | | |
| H25.2.21 | 拘束時間違反報道 | 全営業所 | 監査 | 処分なし |
| H25.3.6 | 回送中の速度超過 | 猪高(御器所) | | |
| H25.3.17 | 免許証不携帯での運行 | 緑 | | |
| H25.4.11 | 信号無視(運行中) | 如意 | | |
| H25.4.22 | 進路変更禁止 | 浄心 | | |
| H25.8.14 | 無車検運行 | 鳴尾 | 監査 | 事業用自動車の使用停止(60日車) |
| H25.8.15 | 適合証切運行(車検証不携帯) | 稲西 | | |
| H25.11.8 | 乗客を車庫に閉じ込め | 中川 | | |
| H25.12.10 | 免許証不携帯での運行 | 稲西 | | |
| H26.1.6 | 信号無視(回送中) | 中川 | | |
| H26.1.25 | 一時停止違反(運行中) | 中川 | | |
| H26.3.19 | 運行中の携帯電話使用 | 猪高 | | |
| H26.4.3 | 免許証不携帯での運行 | 猪高(御器所) | | |
| H26.4.5 | バス専用レーン逆走 | 浄心 | | |
| H26.4.13 | 燃料切れによる運行中断 | 中川 | | |
| H26.4.15 | 方向指示器無表示 | 緑 | | |
| H26.5.4 | 発車の遅延(運転者寝過ごし) | 大森 | | |
| H26.5.12 | 回送中の携帯電話使用 | 如意 | | |
| H26.5.15 | 26年度に入って道路交通法違反による検挙、バス専用レーンの逆走、燃料切れによる運行の中断等重大な問題が続けて発生 | — | 文書指導 | |
| H26.5.27 | 回送先誤認による発車の遅延 | 中川 | 監査 | 事業用自動車の使用停止(20日車) |
| H26.6.17 | 信号無視(運行中) | 鳴尾 | | |
| H26.6.25 | 免許証不携帯での運行 | 猪高(御器所) | | |
| H26.7.8~8.7 | 運行ミス等の再発防止対策及び改善状況の検証 | 中川、緑、鳴尾、浄心、野並、猪高 | 立入調査 | |
| H26.7.18 | 信号無視(運行中) | 浄心 | | |
| H26.8.4 | 車内点検不履行 | 中川 | | |
| H26.8.26 | シートベルト着用義務違反 | 如意 | | |

2. 名古屋市交通局に対する立入調査実施結果概要

1. 立入調査実施営業所

| 調査実施日 | 営業所名 | 車両数 | 運転者数 | 系統数 |
|-------|------|-----|------|-----|
| 7/8 | 中川 | 133 | 236 | 25 |
| 7/22 | 緑 | 91 | 153 | 20 |
| 7/23 | 鳴尾 | 122 | 220 | 23 |
| 7/29 | 浄心 | 102 | 146 | 16 |
| 7/31 | 野並 | 70 | 103 | 19 |
| 8/7 | 猪高 | 108 | 160 | 18 |

2. 今後検討すべき課題

●始業点呼の実施方法

出庫1時間前から始業点呼を実施することもあり、具体的には以下の点が危惧される。

- ・出勤後一旦気が緩んでしまうこと。
- ・点呼指示事項が、時間が空くことによって不明確になってしまうこと。

●運行ミス等防止のための確認方法のルール化やそのチェック体制

一例として、ダイヤ（方向幕）入力・確認方法がルール化されておらず、チェックする体制がとられていない。

（他にも、運行終了後の車内点検実施の義務づけはされているものの、実施の有無のチェック体制がないこと、出先（回転場）等で次の運行まで時間が空く場合に、運行開始前のチェック体制がないこと等があげられる。）

●運行ミス防止に対する意識の徹底とその共有

本庁や営業所内で運転者個々の特性について情報共有が図られておらず、本庁や営業所の管理職レベルと現場の運転者とのコミュニケーションが不足している。

名古屋市交通局から自主的に報告を受けている内容と立入調査でヒアリングした内容から、職場内の個々の職員によって、行うべきことの認識度に差があると判断している。

●路線誤認が多く発生するような複雑なダイヤの構成

混成ダイヤが多い。即ち、各営業所において、多数の系統があり交番、ローテーションを組む上で公平性等を追求しているため、ダイヤが非常に複雑になっている。

3. 調査を実施して

運行ミスを防止するため、全営業所共通の取り組みに加え、各営業所で独自の工夫をし、各個人においてもその役職に応じた様々な工夫をした取り組みを行っていることが確認できた。

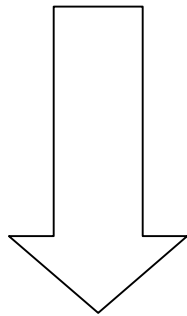
一方で、運行ミスを防止するための取り組みとしてはまだまだ不十分であり、検討すべき課題も何点か見受けられた。

今後、名古屋市交通局においては、検討すべき課題をしっかりと把握し、有識者等の専門的知見も求めつつ再発防止策を策定していただく必要がある。

3. コンプライアンスに対する意識改革の必要性

○平成26年1月から文書指導までの間にコンプライアンス意識の欠如により発生した案件

- ①回送中の信号無視（平成26年1月・中川営業所）
- ②運行中の一時停止違反（平成26年1月・中川営業所）
- ③運行中の携帯電話使用（平成26年3月・猪高営業所）
- ④免許証不携帯での運行（平成26年4月・御器所営業所）
- ⑤運行中の方向指示器無表示（平成26年4月・緑営業所）
- ⑥回送中の携帯電話使用（平成26年5月・如意営業所）



平成26年5月15日の文書指導を受け6月を「運行ミス等防止強化月間」として各種取組みを実施

- ・交通局長による現場巡視
- ・役職者・本庁職員の点呼立会い 等

○文書指導以降にコンプライアンス意識の欠如により発生した案件

- ①運行中の信号無視（平成26年6月・鳴尾営業所）
- ②免許証不携帯での運行（平成26年6月・御器所営業所）
- ③運行中の信号無視（平成26年7月・浄心営業所）
- ④車内点検不履行による乗客の置き去り（平成26年8月・中川営業所）
- ⑤回送中のシートベルト着用義務違反（平成26年8月・如意営業所）

意識改革の検討の必要性

- ・ これまで、名古屋市交通局では、不適切案件の発生状況や平成26年5月の運輸局からの文書指導等により、6月の運行ミス等防止強化月間等をはじめ、再発防止に向けた取組みを実施しているところである。

このような状況におかれているにもかかわらず、上記のとおり、依然として運転者のコンプライアンス意識の欠如により発生している案件が見受けられることは、交通局の置かれている状況の認識不足や運転者を含めた組織全体の意識そのものに原因があると考えられ、意識改革の検討が必要である。